

各地方整備局長 殿

国土交通省大臣官房長
(公印省略)

「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」の一部改正について

標記について、「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」(昭和45年12月10日付け建設省厚第50号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい

記

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等) 第4 1～2 (略)</p> <p>3 申請者がインターネットを使用して申請する場合(以下「インターネット方式」という。)は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査用データを入力画面上において作成し、送信させ、前項第四号から第七号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。</p> <p>なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第七号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。</p> <p><u>3の2</u> インターネット方式の場合において、申請者が建設関連業の登録業者に関する情報提供システム(以下「建設関連業システム」という。)に登録され、定期の一般競争参加資格申請を行う申請内容が、建設関連業システムに登録されている内容と一致する場合は、第2項第五号及び第六号に定める書類の添付を省略することができるものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(一般競争参加資格審査の資格審査申請書等) 第4 1～2 (略)</p> <p>3 申請者がインターネットを使用して申請する場合(以下「インターネット方式」という。)は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査用データを入力画面上において作成し、送信させ、前項第四号から第七号までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。</p> <p>なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第七号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>4 (略)</p>

附 則（令和6年10月1日付け国会公契第9号）

この通知による改正後の建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。